

令和6年度就学援助制度のお知らせ

清瀬市教育委員会

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費等の一部を援助する制度です。所得要件などがありますので、この「お知らせ」をお読みのうえ、お申し込みください。なお、別に案内している「特別支援教育就学奨励費」の受給対象の方も、同じ申請フォームからの申し込みとなります。

1 援助を受けられる世帯

清瀬市に住民登録があり、国公立の小・中学校に在学するお子さんがいるご家庭のうち、以下の①～⑥の要件のうちいずれか1つに当てはまる場合。

(住民登録のない方でも、特定非常災害により避難されている場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。)

世帯の中に未申告の方がいる場合は、審査できませんので、就学援助費は支給されません。必ず世帯全員が前年の申告を済ませてから申請をしてください。

※申告が7月以降の場合は、申告月を申請月とみなし審査となります。予めご了承ください。

- | |
|---|
| ① 前年（令和5年）の世帯全員の合計所得額が基準額以下である方（基準額は下記参照） |
| ② 生活保護を受給している世帯→認定通知の送付はございません。予めご了承ください。 |
| ③ 令和6年度中に生活保護の停止又は廃止を受けた世帯 |
| ④ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税の減免を受けている世帯（収入のある世帯員全員が該当する場合） |
| ⑤ 国民年金保険料の減免を受けている世帯（収入のある世帯員全員が該当する場合） |
| ⑥ 児童扶養手当（ひとり親家庭が対象の手当）を受給している方（全部支給停止者を除く） |

2 基準額の目安

世帯人数	家族構成	基準となる年間合計所得額（世帯全員）
2	親（40歳）・子（15歳）	約264万円以下
3	親（45歳）・子（15歳）・子（9歳）	約300万円以下
4	親（45歳）・親（40歳）・子（9歳）・子（7歳）	約326万円以下
5	親（50歳）・親（40歳）・子（18歳）・子（16歳）・子（9歳）	約347万円以下

※合計所得とは、給与所得の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額です。

※上記の表は目安であり、家族構成、年齢等により認定される基準額は異なります。

※認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんのでご了承ください。

3 申請手続きについて

(1) 申請期間

受付期間	令和6年4月8日（月）～令和6年4月30日（火）
------	--------------------------

※5月以降も随時受け付けております。

各月、月末までに申請して認定となった場合、その月分からの支給となります。

※申請は、毎年度必要です。令和5年度の就学援助を受けた世帯も令和6年度も改めて申請してください。

(2) 申請方法

QRコードを読み取り電子申請（世帯1回の申請で兄弟姉妹分申請いただけます）

ご家庭での電子申請が難しい場合（通信環境や機器がない等）は、市役所2階教育企画課でも申請していただけます。※混雑状況によりお待ち頂く場合がございます。

※ドメイン指定受信（迷惑メール受信防止）されている方は、【@logoform.jp】及び【@city.kiyose.lg.jp】の解除をお願いします。

※令和6年1月1日現在清瀬市に住民登録がない方は、申請書とは別に令和6年6月28日（金）までに令和6年度住民税課税・非課税証明書（令和6年1月1日現在の住民登録地で取得）を提出してください。提出が7月以降になった場合、提出日を申請日とみなします。

4 援助内容予定(援助内容金額については変更する場合があります。認定者に認定通知と支給内容についての文書を送付します。)

対象費目	支給対象	支給額
(1) 新入学準備金(入学前支給)※1	小学6年生	63,000円
(2) 学用品費・校外活動費・通学用品費(年額)	小学1年生	13,230円
	小学2年～6年生	15,500円
	中学1年生	25,040円
	中学2年～3年生	27,310円
(3) 新入学児童・生徒学用品費(4月認定者のみ)※2	小学1年生	57,060円
	中学1年生	63,000円
(4) 修学旅行費(実施前認定者 右記金額を限度とし学校で徴収する金額)※3	小学生(実施学年のみ)	12,000円
	中学生(実施学年のみ)	55,000円
(5) 移動教室費(実施前認定者 右記金額を限度とし学校で徴収する金額)	小学生(実施学年のみ)	10,000円
	中学生(実施学年のみ)	28,000円
(6) オンライン学習通信費(年額)※4	1世帯あたり	14,000円
(7) 給食費(学校で徴収する額)		
(8) 医療費(学校の定期健康診断で治療を指示された、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病を治療した場合、保険内診療分の個人負担額を援助)		
(9) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)文書料 ※5	上限 3,000円	

※1・・・令和7年1月1日に清瀬市に住民登録があり、国公立中学校に進学する予定であることが要件となります。

(住民登録のない方でも、特定非常災害により避難されている場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。)

※2・・・前年度に入学準備金等の支給を受けた方は、支給対象外となります。

令和6年1月末に支給を受けた場合は支給対象外となりますが、小学1年生につきましては支給額の改定によって生じる差額3,000円を令和6年1月末に支給した口座へ支給いたします。

※3・・・小学校・中学校を通じてそれぞれ1回に限りです。転居(転学)等により複数の学校で参加した場合や、同じ学校で複数回の実施がある場合でも、1回分のみが支給の対象となります。

※4・・・臨時休業等における家庭でのタブレット端末を活用したオンライン学習に要する通信費相当額(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)を、児童・生徒の人数に関わらず世帯ごとに支給します。

※5・・・請求書は学校にあります。医療機関の領収書のコピーを添付して教育委員会に提出してください。

(注)・・・生活保護を受けられている方は、上表のうち(4)(8)が就学援助の対象となります。

5 審査結果及び支給月について

(1) 審査結果

認定・否認定の通知は、4月～6月申請者は7月下旬の発送を予定しております。

その後の申請者につきましては、申請月翌月に発送いたします。

(2) 支給月について

認定された場合は、8月末・12月末・3月末に原則申請時に指定された口座に振込みになります。
新入学準備金は1月末に指定された口座に振込みします。

6 その他

(1) 算定式に用いる生活保護基準は、令和5年4月時点の基準となります。

(2) 学校納付金(給食費等)を滞納した場合は、校長口座に振込む場合があります。

(3) 振込先口座の名義が変更になった場合等は、必ず下記までご連絡ください。

受付は電子申請です。申請書の配布はありません。申請方法は→【清瀬市教育委員会 就学援助】検索Q

お問い合わせ先

清瀬市教育委員会 教育企画課 学務係(清瀬市役所2階16番窓口)

〒204-8511 清瀬市中里5-842 電話:042-497-2539(直通)